

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 251 号

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則

京都市みどり管理事務所規則の一部を次のように改正する。

第5条第6号ただし書中「緑政課」を「みどり政策推進室」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)